

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年10月12日

京都市長 樺本 賴兼

京都市規則第45号

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第75条第1項」を「第67条の11第1項」に改める。

第1号様式4注以外の部分中「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、

「
郵便貯金」

を削り、同様式4注中「及び普通預金、普通貯金並びに通常郵便貯金」を「、普通預金及び普通貯金」に改め、同様式5を削り、同様式6(1)注以外の部分中「額面金額」の右に「(金銭信託にあっては、元本)」を加え、同様式6(1)注中「社債券等」を「社債券、金銭信託等」に改め、同様式6を同様式5とし、同様式7を同様式6とし、同様式8を同様式7とし、同様式9を同様式8とし、同様式10を同様式9とする。

第2号様式4注以外の部分中「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、

「郵便貯金」

を削り、同様式4注中「及び普通預金、普通貯金並びに通常郵便貯金」を「、普通預金及び普通貯金」に改め、同様式5を削り、同様式6(1)注以外の部分中「額面金額」の右に「(金銭信託にあっては、元本)」を加え、同様式6(1)注中「社債券等」を「社債券、金銭信託等」に改め、同様式6を同様式5とし、同様式7を同様式6とし、同様式8を同様式7とし、同様式9を同様式8とし、同様式10を同様式9とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局政策推進室政策調整課)